

Title	〔商法五〇六〕モリテックス株主総会決議取消請求事件(東京地裁平成一九年一二月六日民事第八部判決)
Sub Title	
Author	陳, 宇(Chen, Yu) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.7 (2010. 7) ,p.159- 172
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100728-0159">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100728-0159</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔商法 五〇六〕 モリテックス株主総会決議取消請求事件

東京地裁平成一九年二月六日民事第八部判決  
 平成一九年(ワ)第一六三六三号、株主総会決議取消請求事件、請求認容  
 (控訴後和解)  
 判例タイムズ二二五八号六九頁、金融・商事判例二二八一号三七頁

## 〔判示事項〕

一、役員選任議案の決議要件である「出席議決権数の過半数」を算出するに際し、株主提出の委任状に係る議決権数を会社提案の「出席議決権数」に含めない方法により行われた決議について、その方法が法令に違反したものとして決議取消事由があるが、そのうち正しい計算をすれば過半数の賛成がなかった候補者についてのみ決議が取り消された事例

二、会社が議決権行使を条件として株主一名につき五〇〇円分のＱｕｏカード一枚の贈呈をしたことが会社法二二〇条一項の禁止する利益供与に該当し、かかる利益供与を受けてされた決議について、決議方法の法令違反があるとす

て決議が取り消された事例

## 〔参照条文〕

証券取引法（平成一八年法律第六五号による改正前のもの）一九四条、証券取引法施行令（平成一九年政令第二三三号による改正前のもの）三六条の二第一項、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令一条・二一条・二三条・四〇条・四三条、会社法二二〇条一項・八三一条一項一号・二項

## 〔事 実〕

Xは、各種電気機械器具の製造販売等を業とする株式会社であり、平成一九年三月三十一日現在、Yの筆頭株主であ

る。Y (株式会社モリテックス) は、光応用機器事業、機能性材料事業、バイオ関連事業等を業とする、東証一部上場の会社である。訴外Mは、同日現在、Yの第二順位株主である。

Yは定款で、取締役の員数を八名以内、任期は選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の員数は四名以内、任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしている。Yでは、平成一九年六月開催の定時株主総会(以下「本件株主総会」と呼ぶ)終結時で取締役八名全員および監査役三名が任期満了で退任し、本件株主総会において各々最大八名、最大三名の後任者を選任することが予定されていた。

X・M(以下「Xら」)は、同年四月一九日、共同で株主提案権を行使し、「取締役八名選任の件」および「監査役三名選任の件」(以下、両提案を総合して「本件株主提案」と呼ぶ)を本件株主総会の目的とすることを請求した。

Xは、同年六月六日から、Yの議決権を有する全株主に對して委任状(以下「本件委任状」と呼ぶ)および参考書類等を順次送付し、議決権の代理行使の勧誘を開始した。本件委任状には、委任事項として「一、平成一九年六月に

開催予定のY第三五期定期株主総会および継続会または延会に出席し、下記のXおよびMによる株主提案の議案(以下「原案」と呼ぶ)につき私の指示(○印で表示)に従って議決権を行使すること。ただし、賛否の指示をしていない場合、原案に對し修正案が提出された場合(Yから原案と同一の議題について議案が提出された場合を含む)および原案の取り扱いその他の株主総会の運営(Yから原案と同一の議題について議案が提出された場合等に関する原案の議決の諮り方等を含む)に関する動議はいずれも白紙委任とします。二、復代理人を選任すること」と記載され、

記として、本件株主提案について、「取締役八名選任の件」と「監査役三名選任の件」の各別に、被勧誘者の賛否を記載する欄が設けられた。参考書類には、本件株主提案に係る取締役候補者八名および監査役候補者三名について、その氏名、生年月日、略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況および所有するYの株式数等が記載されている。

Yは、同年六月一日、Yの議決権を有する全株主に對し、会社提案に係る第二号議案「取締役八名選任の件」および第三号議案「監査役三名選任の件」(以下、第二号議案と第三号議案を総称して「本件会社提案」と呼ぶ)、株主提案に係る第四号議案「取締役八名選任の件」および第

五号議案「監査役三名選任の件」が記載された本件株主総会に係る招集通知、議決権行使書面および「議決権行使」のお願い」と題する書面（以下「本件書面」と呼ぶ）等を送付した。

Yが送付した議決権行使書面には、第一号議案から第五号議案まで議案ごとに株主の賛否を記載する欄および第二号議案から第五号議案までの議案について「下の候補者を除く」との記載の下に氏名または番号を記載する欄が設けられるとともに、「各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があつたものとしてお取り扱いいたします」と記載されている。

また、本件書面には、有効に議決権を行使した株主に対しては、各議案への賛否を問わず、また委任状により議決権を行使した者も含めて、Q u oカード一枚（五〇〇円分）を贈呈する旨が記載されていた。また、Yは同年六月四日に、「議決権行使書」ご返送のお願い」と題するはがき（以下「本件はがき」と呼ぶ）を送付した。本件はがきには、議決権を行使した株主にQ u oカードを進呈する旨とともに、「重要事項」として、会社提案に賛同のうえ議決権を行使することを求める旨（太字、下線および傍点

で強調されている）が記載されていた。

Yは、全株主に対して電話を行い、議決権行使書面の送付を依頼するとともに、Xに提出した本件委任状による代理権授与の撤回の意思を確認することができた株主に対しては、「委任状撤回通知書」と題する書面を送付して、Xに対する議決権行使の代理権授与の撤回の手續を行った。

同年六月二十七日の本件株主総会において、取締役選任に関する第二・第四号議案、および監査役選任に関する第三・第五号議案が、それぞれ一括で審議され、採決された。このときYは、本件委任状に係る議決権数を、本件会社提案については「出席議決権数」に含めず、本件株主提案についてはのみ「出席議決権数」に含めて算出した。その結果、本件株主提案に係る候補者は全員が出席議決権の過半数の賛成を得られず不選任となる一方、本件会社提案に係る候補者は全員選任された。しかし、もしも本件委任状に係る議決権数を、本件会社提案についても出席議決権数に含めていたとすれば、本件会社提案に係る取締役候補者のうち、二名については、出席議決権の過半数の賛成は得られていなかった。

以上の事実関係の下で、Xは、本件株主総会における本件会社提案に係る第二号および第三号議案について、①Xに

提出された委任状に係る議決権の個数を出席議決権数に含めなかったこと、②違法な利益供与の申出を手段として議決権行使の勧誘を行ったことはいずれも違法であり、株主総会の決議の方法が法令に違反し、または著しく不公正なとき(会社法八三一条一項一号)に当たるとして、第二号および第三号議案の承認決議(以下「本件各決議」と呼ぶ)の取消しを求めた。

〔判旨〕

請求認容。

(一) 本件集計方法の違法性について

「本件において、Xら及びYの双方から、『取締役八名選任の件』及び『監査役三名選任の件』という議題によって各候補者の提案がされたこと、Yの定款上、本件株主総会において選任できる取締役の員数は最大で八名、監査役の員数は最大で三名となることは、……認定のとおりである。そうであれば、本件株主提案と本件会社提案とはそれぞれ別個の議題を構成するものではなく、『取締役八名選任の件』及び『監査役三名選任の件』というそれぞれ一つの議題について、双方から提案された候補者の数だけ議案が存在すると解するのが相当である。」

「XらとY経営陣との間で経営権の獲得を巡って紛争が生じていることから、Xらがその提案に係る取締役及び監査役候補者の選任に関する議案を提出し、株主に対して議決権の代理行使の勧誘を行ってきた場合に、Yからもいずれその提案に係る候補者の選任に関する議案が提出されるであろうことは、株主にとって顕著であつたものと認められる。……本件株主提案に賛成して本件委任状をXに提出した株主は、委任事項における『白紙委任』との記載にかかわらず、本件委任状によって、本件会社提案については賛成しない趣旨で、Xに対して議決権行使の代理権の授与を行ったと解するのが相当である。……賛否の欄を白紙にして本件委任状を提出した株主についても、上記の状況下では、本件株主提案に賛成するとともに、本件会社提案については賛成しない趣旨で、Xに対して議決権行使の代理権の授与を行ったと解して妨げないというべきである。……本件株主提案に賛成して本件委任状をXに提出した株主が、その後、Yからの本件株主総会招集通知によって本件会社提案に係る候補者の情報を得るとともに、Yからの電話によりXに対する代理権授与の撤回の機会を持ったにもかかわらず、代理権授与の撤回をしていない以上は、本件委任状提出の当初から、本件会社提案には賛成しない意

思であつたと解して妨げないといふべきである。」

「本件株主提案に賛成する議決権行使の代理権を授与した株主にとつては、Xが本件会社提案に反対の議決権の行使をすることは代理権授与の趣旨に沿つたものであり、これにより不測の損害を受けるおそれはないといふことができる。……Yによる本件株主総会招集通知及び本件会社提案に関する参考書類の送付に先立ち、Xが、本件株主提案に係る候補者に関する情報のみの提供により、本件株主提案に賛成するとともにその後予想される会社提案に反対することを内容とする議決権の代理行使を勧誘することを許容したとしても、情報不足のため株主が不利益を受けるといふおそれはないといえる。……株主が、自らの提案に賛成するとともに会社提案に反対することを内容とする議決権代理行使の勧誘をするためには、常に会社提案についても賛否を記載する欄を設けた委任状を作成しなければならぬと解することは、株主に対する議決権代理行使の勧誘について会社と株主の公平を著しく害する結果となつていわざるを得ない。」

「上記の各事情を考慮すると、本件においては、本件委任状の交付をもつて、本件会社提案についての株主からXに対する議決権行使の代理権の授与を認めたとしても、議

決権代理行使勧誘規制の趣旨に必ずしも反するものではないといふことができ、本件委任状が本件会社提案について賛否を記載する欄を欠くことは、本件会社提案に係る候補者についてのXに対する議決権行使の代理権授与の有効性を左右しないと解するのが相当である。」

「以上によれば、本件会社提案に係る議案の採決に際しては、本件委任状に係る議決権数は、出席議決権数に算入し、かつ本件会社提案に対し反対の議決権行使があつたものと取り扱うべきであつた。それにもかかわらず、……本件集計方法により本件会社提案が出席議決権数の過半数の賛成を得たものとして可決承認された……のであるから、本件各決議は、その方法が法令に違反したものととして決議取消事由を有するといわざるを得ない。」

(二) Quoカードの贈呈の違法性について

利益供与を禁止した会社法一二〇条一項の趣旨は、「取締役は、会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営にあたる執行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組に反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止することにある」。

「そうであれば、株主の権利の行使に関して行われる財産上の利益の供与は、原則としてすべて禁止されるのであるが、上記の趣旨に照らし、当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与される場合であつて、かつ、個々の株主に供与される額が社会通念上許容される範囲のものであり、株主全体に供与される総額も会社の財産の基礎に影響を及ぼすものではないときは、例外的に違法性を有しないものとして許容される場合があると解すべきである。」

「本件において株主に対して供与された利益の額について検討すると、個々の株主に対して供与されたＱｕｏカードの金額は五〇〇円であり、一応、社会通念上許容される範囲のものとみることができるところ、また、株主全体に供与されたＱｕｏカードの総額は四五二万一九九〇円であるところ、……会社の財産の基礎に影響を及ぼすとははいえない。」

「しかしながら、……Ｙが議決権を有する全株主に送付した本件はがきには、『議決権を行使（委任状による行使を含む）』した株主には、Ｑｕｏカードを贈呈する旨を記載しつつも、『重要』とした上で、『是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます。』と記載し、Ｑｕｏカードの贈呈の記載と重要事項の記載に、それぞれ下線と傍点を施して、相互の関連を印象付ける記載がされていることが認められる。」

「また、……Ｙは、昨年の定時株主総会まではＱｕｏカードの提供等、議決権の行使を条件とした利益の提供は行っておらず、Ｘとの間で株主の賛成票の獲得を巡って対立関係が生じた本件株主総会において初めて行つたものであることが認められる。」

「さらに、株主による議決権行使の状況を見ると、本件株主総会における議決権行使比率は八一・六二％で例年に比較して約三〇％の増加となつていること……、白紙で返送された議決権行使書は本件会社提案に賛成したものと取り扱われるところ、白紙でＹに議決権行使書を返送した株主数は一三四九名（議決権数一万四五四五個）に及ぶこと……、Ｙに返送された議決権行使書の中にはＱｕｏカードを要求する旨の記載のあるものが存在すること……の各事実が認められ、Ｑｕｏカードの提供が株主による議決権行使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われる。」

「そうであれば、Ｑｕｏカードの提供を伴う議決権行使の勧誘が、一面において、株主による議決権行使を促すことを目的とするものであつたことは否定されないとともに、

本件は、Xら及びYの双方から取締役及び監査役の選任に關する議案が提出され、双方が株主の賛成票の獲得を巡つて対立關係にある事案であること及び上記の各事実を考慮すると、本件贈呈は、本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであると推認することができ、この推認を覆すに足りる証拠はない。」

「……結論として、本件贈呈は、会社法二二〇条一項の禁止する利益供与に該当するというべきである。」

「そうであれば、本件株主總會における本件各決議は、会社法二二〇条一項の禁止する利益供与を受けた議決権行使により可決されたものであつて、その方法が法令に違反したものといわざるを得ず、取消しを免れない。また、株主の権利行使に關する利益供与禁止違反の事実は重大であつて、本件贈呈が株主による議決権行使に少なからぬ影響を及ぼしたことが窺われることは上記判示のとおりであるから、会社法八三一条二項により請求を棄却することもできない。」

## 〔研究〕

### 判旨賛成。

#### (一) 本判決の意義

本件は、委任状勧誘合戦に絡んで、上場会社の役員選任決議が取り消される、という特異な事例として注目を集めた(田中亘「判批」ジュリスト一三六五号(二〇〇八年)一三五頁、原弘明「判批」九大法学九七号(二〇〇八年)二四五頁)。本判決は、第一に、本件委任状が「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に關する内閣府令」(以下「勧誘府令」と呼ぶ)の様式を満たしていないことは、代理権授与の有効性を左右しないとされた点で注目される。第二に、利益供与が例外的に許容される場合の要件を初めて明示した点に重要な意義がある。以下、この順番に沿つて検討を行う。

#### (二) 委任状勧誘規制の違反と委任の効力

株式上場会社の株式について議決権の代理行使を勧誘しようとする者は、被勧誘者に対して、委任状の用紙および代理権授与に關して参考となるべき事項を記載した参考書類を交付しなければならない(金融商品取引法一九四条、同施行令三六条の二第一項)。そして、勧誘府令は、議案とそれに関する重要情報等を上記参考書類の記載事項とし(勧誘府令一〇四〇条)、また、上記委任状用紙には議案ごとに被勧誘者が賛否を記載する欄を設けなければならない



旨を定める(勸誘府令四三条)。以下、これらを「委任状勸誘規制」と総称する。

もつとも実務上は、原案に対して株主総会で修正案が出された場合に備えて、その対応を代理人に白紙委任する旨が勸誘者によって委任状に記載されることが多い。そして、具体的な修正案の内容を予測することが困難であるから、このような白紙委任の旨の記載(合意)は有効であると解するのが通説である(山本爲三郎「委任状勸誘をめぐる法的諸問題」『会社法の争点』(二〇〇九年)一〇五頁、田中亘「委任状勸誘戦に関する法律問題」金融・商事判例一三〇〇号(二〇〇八年)四頁、寺田昌弘「寺崎大介」松田洋志「委任状争奪戦に向けての委任状勸誘規制の問題点」商事法務一八〇二号(二〇〇七年)三六頁)。これに対し、修正案についての白紙委任に基づいて代理人が議決権行使すると「不当な結果」が生じる場合があるから、こうした記載に従って議決権の代理行使をすることは、委任の限界を超えるものとして私法上無効であると解する反対説もある(太田洋「株主提案と委任状勸誘に関する実務上の諸問題」商事法務一八〇一号(二〇〇七年)三六頁)。しかし、この見解は現在のところ一般に支持されていない(田中・前掲論文四頁)。なぜならば、勸誘者は修正案に対し

てまったく任意に議決権を行使できるわけではなく、被勸誘者の合理的意思に反するような議決権行使は善管注意義務(民法六四四条)違反に当たると解されるので、不当な結果は避けられるからである(松山遥「敵対的株主提案とプロキシーマイト」(二〇〇七年)六〇頁、寺田「寺崎」松田・前掲三六頁)。

本件白紙委任状の効力につき、本判決は、詳細な事実認定のうえでその有効性を認めた。すなわち、本判決は、①定款上選任可能な最大員数の取締役・監査役の選任を内容とする本件株主提案と本件会社提案は両立しえないから、株主は本件会社提案に反対の趣旨でXに授權したと解され、Xが本件会社提案に反対の議決権行使をしても、委任者たる株主が不測の損害を受けるおそれはないこと、②議決権行使の代理権を授与した株主が、その後株主提案への賛成を翻意した場合には、株主に対する代理権授与の撤回をすることが可能であること、③株主が株主提案に賛成し会社提案に反対することを内容とする議決権代理行使の勸誘をする場合、常に会社提案の賛否記載欄を設けた委任状用紙の作成を要求すると、時間的制約が厳しく、会社と比較して著しく不利な地位に置かれることを理由として、「本件会社提案についての株主からXに対する議決権行使の代

理権の授与を認めたとしても、議決権代理行使勧誘規制の趣旨に必ずしも反するものではないということができ、本件委任状が本件会社提案について賛否を記載する欄を欠くことは、本件会社提案に係る候補者についてのXに対する議決権行使の代理権授与の有効性を左右しない」とした。

本判決の理論からすると、委任状勧誘規制の趣旨に反する場合には、代理権授与の効力を否定する余地が生じうるように思われる。もともと、従来の通説は、委任状勧誘規制は証券取引法上の取締規定にすぎず、効力規定と解することはできないから、違法な勧誘に依りてなされた委任行為は私法上有効であると解していた（大森忠夫「議決権」田中耕太郎編『株式会社法講座（第三卷）』（一九五六年）九三四頁、大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻（第三版）（オンデマンド版）』（二〇〇一年）六六頁、鈴木竹雄「証券取引法と株式会社法」田中耕太郎編『株式会社法講座（第一卷）』（一九五六年）三六〇頁）。これに対し、委任状勧誘規制は実質的意義における会社法の一部であるから、効力規定と解して違法な勧誘に応じた委任行為の私法上の効力を否認すべきであるとの見解も有力に主張された（龍田節「株式会社委任状制度」インベストメント二二巻一号（一九六八年）八頁・三六頁、渋谷光子「商法の規制と

証券取引法の規制」証券研究五七号（一九七九年）二四二頁・二四六頁〜二五一頁、浜田道代「委任状と書面投票」『証券取引法大系』（一九八六年）二五五頁）。

以上の議論が展開された当時は、証券取引法は商法とは別個の政策原理からなる取締法規であるとする、いわば商法・証券取引法峻別論が通念であった（上村達男『会社法改革』（二〇〇二年）六四頁〜六五頁）。しかし、近時においては、会社法と金融商品取引法を一体として把握し、大規模公開会社法制のあり方を論じるべきであると有力に主張されている（上村・前掲八三頁以下、松尾直彦「金融商品取引法制の制定過程における主要論点と今後の課題（Ⅲ・完）」商事法務一八二五号（二〇〇八年）二四頁〜二六頁）。そうした中で、委任状勧誘規制は会社法と金融商品取引法が交錯する分野の一つとして、そのあり方が論じられている（上村・前掲五六頁・一五六頁、神田秀樹ほか「座談会 会社法と金融商品取引法の交錯と今後の課題（下）」商事法務一八二三号（二〇〇八年）二〇頁（神田秀樹発言）、松尾・前掲二五頁、江頭憲治郎「会社法制の将来展望」上村達男編『企業法制の現状と課題』（二〇〇九年）一二四頁〜一二五頁）。このような状況においてはもはや委任状勧誘規制は金融商品取引法上の規制だから会社

法の問題ではない、と割り切つて把握できなくなると思われる。

また、昭和五六年商法特例法改正により書面投票制度が導入され委任状勧誘制度と併存している。株主総会に出席しない株主の意思の総会決議への的確な反映とその前提となる株主に対する参考書類による情報提供という点は会社法によつて実現されている（中村直人『M & A 取引等のための金融商品取引法』(二〇〇八年)一九六頁)。そして、会社法は一定の場合には、委任状勧誘規制による議決権代理行使に書面投票の代替を認めている（会社法二九八条二項但書、同施行規則六四条）。書面投票の代替となる場合においては、会社による委任状勧誘は株主総会決議の成立手続の一部を構成すると評価できるから、委任状勧誘規制はその手続を規定する法令に該当し、効力規定と解すべきである（田中・前掲論文七頁）。これに反してなされる委任契約は会社法上当然に無効であり、その委任契約に基づく議決権代理行使の効力は否定されなければならない。そして、このような議決権代理行使が行われた場合には、株主総会決議の方法に瑕疵があり当該決議は取り消されうる（会社法八三二条一項一号、江頭憲治郎『株式会社法（第三版）』(二〇〇九年)三三二頁注(一一)、松山・前掲二

四一頁)。

他方、本件のように会社以外の第三者が委任状勧誘規制に違反した場合には、委任状勧誘は株主総会決議の成立手続の一部を構成すると評価できないから、会社法上その委任契約を直ちに無効と解するのは困難であると思われる（田中・前掲論文六頁）。確かに、第三者が委任状勧誘規制に違反して委任状勧誘および議決権代理行使を行うことにより総会決議の公正な成立が妨げられる危険性は会社が委任状勧誘規制に違反する場合と同様であるが、第三者が行う委任状勧誘はあくまでも当該第三者と株主との間の関係である（清水真人「勧誘内閣府令違反による委任状勧誘と株主総会決議取消事由の有無」早稲田法学八四巻四号(二〇〇九年)一三二頁)。少なくとも書面投票制度強制適用会社においては、株主が書面投票ではなく議決権代理行使を選んだ以上、第三者が委任状勧誘規制に違反しても、その委任契約は効力を有すると解すべきであろう（山本・前掲一〇五頁）。ただし、第三者が委任状勧誘規制に違反して委任状勧誘および議決権代理行使を行い、その結果総会決議が著しく不公正に成立したと認められる場合には、決議取消事由になると解すべきである（今井宏『議決権代理行使の勧誘』(一九七一年)二二七頁、証券取引法研究会

「委任状勧誘に関する実務上の諸問題―委任状争奪戦(proxy fight)の文脈を中心に―」証券取引法研究会研究記録第一〇号〔二〇〇五年〕四九頁(森本滋発言)。

(三) 利益供与と株主権の行使との関連性

会社法一二〇条の利益供与禁止規定は、沿革的には、昭和五六年の商法改正により、いわゆる総会屋対策を主眼として、会社から総会屋への資金の流れを絶つために設けられた規定である。総会屋を定義してこれに対する利益供与だけを禁止することが立法技術的に不可能であったことから、広範な場合を対象とする禁止規定となっている。その結果、利益供与禁止規定は、単に総会屋対策のための政策的規定という趣旨に止まるものではないと解される(河本一郎「株主の権利行使に関する利益供与の禁止(一)」法学セミナー三四九号〔一九八四年〕一二〇頁、稲葉威雄「商法二九四条ノ二・四九七条に当たる場合」『商法の争点』(一九九三年)一九〇頁、川島いづみ「利益供与と株主総会決議の瑕疵」法律時報八〇巻一一号〔二〇〇八年〕三二二頁)。学説においては、利益供与禁止規定の趣旨について、会社財産の浪費の防止を強調する見解がある(竹内昭夫「株主の権利行使に関する利益供与」商事法務九二八

号〔一九八二年〕二〇頁)。また、会社の支配者たるべき株主の権利行使に影響を与える意図で取締役が会社の負担で行う利益供与を許すことは会社法の基本理念に反する(経営者支配の助長)から、当該規定の趣旨は、そのような行為を禁止することによって、より広く会社経営の健全性を確保することにあるとも解されている(関俊彦「利益供与の禁止―問題提起とその解明(上)」商事法務九五二号〔一九八二年〕三頁、酒井俊雄・龍田節編集代表「逐条解説会社法第二巻株式・一」〔二〇〇八年〕一七一頁(岡田昌浩)、稲葉・前掲一九〇頁)。

本判決は、会社法一二〇条一項の趣旨は、「取締役は、会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営にあたる執行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組に反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止することにあり」とし、学説と同様に捉えている。

上記の制度趣旨に照らして、本判決は、会社法一二〇条一項該当性の判断基準として、以下の基準を示した。すなわち、株主の権利の行使に行われる財産上の利益の供与は、すべて禁止されるのが原則であるが、次の①ない

し③のすべてを満たせば、例外的に違法性を有しないものとして許容されるとした。そして、例外的に許容される要件として、①「当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与される場合」であり、かつ、②「個々の株主に供与される額が社会通念上許容される範囲のものであり」、③「株主全体に供与される総額も会社の財産の基礎に影響を及ぼすものではないとき」という三つを提示した。それは取締役が株主の意思を歪めないとする趣旨(①と②)と、会社財産の浪費の防止という趣旨(②と③)に基づくものであると思われる(中村直人「判批」商事法務一八二三号〔二〇〇八年〕二八頁)。

本件で最も問題となるのが、要件①の利益供与と株主権の行使との関連性である。この点について、本判決は、本件贈呈が、一面において、株主による議決権行使を促すことを目的とするものであったことは否定されないとし、本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであると推認することができるとした。その推認の根拠であるが、①本件はがきに贈呈品との関連を印象付ける形で会社提案に賛成してほしい旨が記載されていること、②議決権行使を条件とする利益供与を従来行っていないかつ

たYが、本件株主総会に際して本件贈呈を突然行ったこと、③本件会社提案に賛成として取り扱われる白紙の議決権行使書が相当数返送されていること、④返送された議決権行使書には、Quoカードを要求する記載のあるものが存在すること、を本判決は指摘している。これらの事情については、①と②は「本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得」という取締役の主観的な目的を推認するもので、③と④は客観的な株主の権利の行使への影響の有無を立証するものであると考えられる(牧真理子「判批」東北大学法学七二巻五号〔二〇〇八年〕八七〇頁、八七一頁)。

利益供与と株主権の行使との関連性に関して学説の見解は一致しておらず、多数説は、利益供与の権利行使関連性は株主の権利の行使に影響を与える意図によって決定され、その供与によって株主権の行使に影響が及ぶという客観的な可能性や蓋然性の存在は要しないと解している(稲葉・前掲一九〇頁、鳥山恭一「利益供与の規制と株主優待制度」判例タイムズ九四八号〔一九九七年〕一七一頁、森淳二郎「株主等の権利の行使に関する贈収賄罪・利益供与罪」『会社法の争点』〔二〇〇九年〕五一頁)。これに対し、利益供与の権利行使関連性は会社の主観において存在するだけでは足りず、利益供与が株主の権利の行使に影響を与

えるべき相当の事由がなければ違法性は認められないという見解も存在する（森本滋「違法な利益供与の範囲」月刊監査役一六七号（一九八二年）八頁、正井章作「株主の権利行使に関する利益供与の禁止」『改正会社法の研究（蓮井良憲先生還暦記念）』（一九八四年）五八四頁）。

このように、株主権の行使に影響を及ぼしうる客観的可能性の存在の必要性には見解が分かれているが、株主権の行使に影響を与える意図を要することは一致している。つまり、株主権の行使に関するこの認識は、供与をする会社側になければならぬわけである。そして、会社法九七〇条の利益供与罪規定の文言からみて明らかであるが、本罪では供与を受ける側に株主権の行使に関するこの認識を欠いても、供与者が株主の権利の行使に影響を与える意図で利益供与を行えば本罪が成立する。そのため、結局株主権の行使に関するこの認識は供与者側にあればよいこととなる（芝原邦爾「総会屋に対する利益供与の処罰（二）」法律時報六一巻七号（一九八九年）一一〇頁、津田賛平「株主の権利の行使に関する利益供与の禁止をめぐる諸問題」『商法と商業登記（味村最高裁判事退官記念論文集）』（一九九八年）六一九頁、稲葉・前掲一九一頁）。この解釈を徹底すると、客観的には株主権の行使に影響を及

ぼす可能性がない状況においてかかる利益供与がなされた場合でも同罪が成立しうることになる（芝原・前掲一一〇頁、津田・前掲六二〇頁）。例えば、総会屋でもなく株主ですらない者を総会屋と誤信して金品を供与した場合でも、同罪が成立することになる。したがって、上記の多数説を支持し、本判決のように客観的な株主の権利行使への影響の有無をも関連性の判断要素として挙げる必要はないと考える。

一方、本判決は、従来YはQuoカード等を配っていなかったこと、本件はがきに贈呈品との関連を印象付ける形で会社提案に賛成してほしい旨が記載されていることから、「本件贈呈は、本件会社提案へ賛成する議決権行使の獲得をも目的としたものであると推認することができ、この推認を覆すに足りる証拠はない」とした。この点については、判旨を支持すべきである。また、従来、株主総会の出席株主に対する手土産等の贈呈は、議決権行使を（内容に関わりなく）促すことだけを純粹に目的にする利益供与であり、株主の権利行使と関係がないと解されているが（河本一郎「株主の権利行使に関する利益供与の禁止（二）」法学セミナー三五一号（一九八四年）一〇八頁、稲葉威雄「改正会社法」（一九八二年）一八四頁、森本・前掲九頁）、本判決

はこれを変更するものではないと思われる(中村・前掲評  
釈二九頁、牧・前掲八七一頁)。

陳  
宇